

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年4月5日（平成29年（行情）諮問第126号）

答申日：平成30年1月12日（平成29年度（行情）答申第404号）

事件名：行政文書ファイル「従軍慰安婦問題」に含まれる文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の10文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年2月2日付け情報公開第00230号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

(1) 文書8，文書9，文書10，文書13，文書15，文書16，文書17，文書19，文書52及び文書58の文書の不開示部分の開示を求める。

(2) これらの文書は「慰安婦」問題の解決のために外務省がどのように考え、どのように行動してきたのかを記録している文書と思われるものであり、未だ解決できないでいる原因が何であるのか説明しているものと思われる。

(3) 平成3年12月に米国公文書館から甘言を弄して誘拐による、すなわち強制連行による朝鮮人女性の徴募があったことが記述されている文書を入手していたにも関わらず、政府はそれらの文書は無いと言い続けていたことが判明した。

また平成4年7月にはオランダの公文書館からバタビア裁判の記録を外務省が入手していたにも関わらず、そのことを平成26年まで国民に知らせずにいた。

(4) 庶民の言葉で言うならば、「慰安婦」問題で政府は嘘を言い、国民と世界をだまし続けていたのであるから、「慰安婦」問題関係文書を非公開とする利益は何もないのであり、全てを公開して国民の検証を受ける

べきであるが、少なくとも前記の文書は公開すべきものとする。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 経緯

処分庁は、異議申立人が平成26年5月30日付けで行った開示請求「従軍慰安婦問題（南東アジア第二課 作成1993年4月16日）」に対し、法11条に基づく決定期限の延長を行った後、相当部分の決定として4文書を特定し、3件文書を開示、1文書を一部開示とする決定を行い（平成26年7月29日付け情報公開第01631号）、更に、最終決定として72文書を特定し、46文書を開示、26文書を一部開示とする決定を行った（平成27年2月2日付け情報公開第00230号、以下「原処分」という。）。

これに対し、異議申立人は、平成27年3月29日付けで文書8、文書9、文書10、文書13、文書15、文書16、文書17、文書19、文書52及び文書58（本件対象文書）の開示を求める旨の異議申立てを行った。

##### (2) 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、別紙の10文書である。

##### (3) 不開示とした部分について

ア 文書19（25枚目及び26枚目以外の不開示部分）及び文書52（9枚目9行目）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、また、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、公表慣行のあるものを除き、法5条1号に該当し、不開示とした。

イ 文書16、文書19（25枚目及び26枚目）及び文書52（9枚目10行目ないし13行目及び10枚目）は、公にしないことを前提とした関係国または関係機関との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

ウ 文書8、文書9、文書10、文書15、文書52（3枚目、6枚目、8枚目、12枚目、14枚目及び22枚目）及び文書58は、国の主張方針に関する検討又は協議に関する情報及びそれに使用した資料であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当し、不開示とした。

エ 文書17は、一般に公開されていない国の機関の電話番号又はFAX番号であって、公にすることにより、当該機関の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とし

た。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「『慰安婦』問題で政府は嘘を言い、国民と世界を騙し続けていたのであるから、『慰安婦』問題関係文書を非公開とする利益はなにもないのであり、すべてを公開して国民の検証を受けるべきであるが、少なくとも前記の文書は公開すべき」と主張する。

しかしながら、外務省は上記(3)のとおり、本件対象文書の不開示部分決定にあたっては文書ごとに不開示該当事由について、法5条の各号に照らして精査を行ったものであり、異議申立人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 理由説明書(上記1(2))中、本件対象文書の一を「文書53」とした箇所を、「文書58」に訂正する。

(2) 理由説明書(上記1(3))に、「文書8、文書9(1枚目、3枚目及び7枚目)、文書10及び文書13(1枚目)の総番号、配布先、発信時刻及びパターンコード等の不開示部分は、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号、6号に該当し、不開示とした。」を追加する。

(3) 理由説明書(上記1(3)イ)で、「文書13(電信システムに関する情報を除く。)」を追加する。

(4) 理由説明書(上記1(3)ウ)で「文書8、文書9、文書10、文書15、文書52(3枚目、6枚目、8枚目、12枚目、14枚目及び22枚目)及び文書58」としたが、「文書8ないし文書10(いずれも、電信システムに関する情報を除く。)、文書15、文書52(3枚目、6枚目、8枚目、12枚目、14枚目及び22枚目)及び文書58」に訂正する。

(5) 理由説明書(上記1(3)エ)で、「一般に公開されていない国の機関の電話番号又はFAX番号であって、公にすることにより、当該機関の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としたが、「公にしないことを前提とした国会議員との協議に関する情報であって、公にすることにより国会議員との信頼関係等が損なわれ、外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」に訂正する。

- (6) 文書19の25枚目及び26枚目の不開示部分については、法5条3号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年11月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月5日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 平成30年1月10日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、行政文書ファイル「従軍慰安婦問題 南東アジア第二課 作成1993年4月16日」に保存された文書のうち、別紙の10文書である。

諮問庁は、本件対象文書の不開示部分のうち、上記第3の2(6)に掲げる部分は開示するが、その余の部分については法5条1号、3号、5号及び6号に該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 個人に関する情報について

ア 文書19(5枚目、7枚目、9枚目、10枚目及び40枚目)の不開示部分には、社会党戦後補償問題訪韓議員団に参加した人物及び同議員団に應對した韓国側関係者のそれぞれの氏名及び肩書等が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書19(11枚目ないし15枚目及び18枚目ないし21枚目)には、社会党戦後補償問題訪韓議員団と特定団体との懇談に出席した特定個人の氏名及び同特定個人が自らの戦争体験等について発言した内容が記載されている。

当該部分は、一体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当す

ると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書52（9枚目9行目の不開示部分）には外国政府の職員の肩書及び氏名が記載されている。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。次に、同号ただし書イ該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁の認識を確認させたところ、外務省は、外国政府の職員については、局長級以上の場合には公表慣行があるものとして扱っているが、それ以外の場合には不開示としているところ、当該外国政府の職員は局長級以上には該当しない者であるとのことであった。諮問庁の当該説明を踏まえ検討すると、当該部分に記載されている情報については、「公にされている情報」とも「公にすることが予定されている情報」であるとも判断すべき事情は認められず、同号ただし書イには該当しないと認められる。

また、当該部分は、法5条1号ただし書ロ及びハに該当すると認めべき特段の事情も存しない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 国際機関関係者との協議の内容について

文書13（電信システムに関する情報を除く。）及び文書16の不開示部分には、国際機関関係者との協議の内容について記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、国際機関関係者から提供された情報及び同関係者の慰安婦問題に対する所感を含め、同関係者との協議の内容が明らかとなり、当該国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (3) 関係国から取得した情報について

文書52（9枚目10行目ないし13行目及び10枚目）の不開示部分には、慰安婦問題について関係国から取得した情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、他国から提供された情報が明らかとなり、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (4) 外務省の電信システムに関する情報について

文書8（1枚目（本文を除く。）、2枚目、3枚目ないし64枚目（いずれも最上部））、文書9（1枚目、3枚目及び7枚目）、文書1

0（1枚目（本文を除く。）及び2枚目）及び文書13（1枚目）の不  
開示部分には、公電の総番号、配布先、発受信時刻及びパターンコード  
等、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報  
が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式  
の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉  
上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の  
理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について  
判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 政府部内で協議・検討した内容等について

文書8ないし文書10（いずれも、電信システムに関する情報を除  
く。）、文書15、文書52（3枚目、6枚目、8枚目、12枚目、1  
4枚目及び22枚目）及び文書58の不開示部分には、慰安婦問題に関  
する調査、国際機関関係者への説明の要領、想定問答作成過程における  
修文及び特定の外務大臣答弁に関する留意事項を含め、慰安婦問題等  
について政府部内で協議・検討した内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、慰安婦問題等に関する当  
時の政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、原処分時点に  
おいても、将来の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつ  
達な議論に支障を来すなど、国の機関相互間の率直な意見の交換が不当  
に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不  
開示とすることが妥当である。

(6) 国会議員との懇談の内容について

文書17の不開示部分には、慰安婦問題に関し特定国会議員が述べた  
所感等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、今後外交事務に必要な情報  
の入手が困難となるなど、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ  
があると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とするこ  
とが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは  
ない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約2年が経過しており、「簡易迅速  
な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らして  
も、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処  
理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、3号、5号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

- 文書 8 従軍い安ふ問題 電信第 8 1 9 号
- 文書 9 従軍慰安婦問題
- 文書 1 0 従軍い安ふ問題 (米国立公文書館における調査) 電信第 4 8 3 号
- 文書 1 3 従軍慰安婦問題 (ファン・ボーヴェン特別報告者へのブリーフ)
- 文書 1 5 従軍慰安婦問題 (ファン・ボーヴェン特別報告者への説明)
- 文書 1 6 第 4 4 回差別小委報告会
- 文書 1 7 本岡昭次議員との懇談 (従軍慰安婦問題に関する国連人権差別小委の動き)
- 文書 1 9 社会党戦後補償問題訪韓議員団の報告書
- 文書 5 2 いわゆる従軍慰安婦問題に関する南東アジア第二課関連想定問答  
平成 4 年 7 月 8 日
- 文書 5 8 筒井信隆議員 (社) に対する外務大臣答弁について (従軍慰安婦問題) 4 . 2 . 1 9